

1 計画の概要

○ 理念

全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する。

○ 計画の性格

子供・若者育成支援推進法に基づく計画
※「『未来の東京』戦略ビジョン」（令和元年12月策定）を推進する計画の位置付けをあわせもつ

○ 期間

令和2年度から令和6年度まで（5年間）

○ 策定の検討経緯

東京都青少年問題協議会及び若者支援部会において審議

2 計画のポイント

「施策推進の視点」に各施策に取り組むに当たっての視点として、以下の点を盛り込み、子供・若者育成支援施策を一層推進

【視点1】一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

⇒ 支援に当たっては、当事者である**子供・若者の目線に立ち**、意見を尊重し、**支援に反映**させていく姿勢が重要

【視点2】子供・若者の状況に応じて支援する視点

⇒ 子供・若者のライフステージを見通した**切れ目のない支援**と、本人だけでなく、**家族も含めた支援**が必要

【視点3】子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

⇒ 複合的な課題に対応するため、**関係機関等の連携を促進し**、**社会全体で子供・若者の成長を見守っていく**ことが重要

3 主な記載事項

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成 | 3 社会的・職業的自立を支援 |
| 2 社会形成、社会参加できる力の育成 | 4 学びの機会の確保 |

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 困難な状況ごとの取組
 - いじめ
 - 不登校・中途退学
 - 障害のある子供・若者への支援
 - 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策
 - ひきこもりに係る支援
 - 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
 - 子供の貧困
 - ひとり親家庭に育つ子供への支援
 - 自殺対策
 - 特に配慮が必要な子供・若者への支援
- 被害防止と保護
 - 児童虐待防止対策
 - 社会的養護体制の充実
 - 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 家庭の養育力・教育力の向上
- 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
- 子供・若者の育成環境の整備

計画の改定に合わせ、「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する先導的事業などを新たに追加（359事業⇒404事業：新規等80、事業終了等35）

推進体制等の整備

- 都における計画の推進体制
- 区市町村の役割
- 関係機関との連携の強化、人材の養成